

5-4 みどり

(1) 基本的な考え方

【これまでの取組】

本市では、これまでのみどり^{※73}づくりにおける基本的な考え方を継承しながら、平成23年(2011年)に「札幌市みどりの基本計画^{※74}」を改定し、みどり豊かな札幌のまちづくりを推進してきました。

【現況・課題】

その結果、市内における公園緑地^{※75}の総量は、一定程度充実してきています。

しかし一方で、市街地内及び市街地周辺のみどりの量は決して多くはなく、また、都心部や周辺の既成市街地の公園緑地が郊外部に比べて少ないなど、地域格差も見られます。

今日では、低炭素社会の実現や生物多様性への配慮に向けた地球環境保全の取組の重要性が増すなど、みどりの多様な役割に対する認識が高まっています。

今後は、今あるみどりを有効活用することにより、札幌の魅力を向上させていくほか、市民などの協働により、既存のみどりの保全・活用や、新たなみどりの創出を進めることが重要です。

【特に重視すべき観点】

- ✓ 新たな価値を創造し、成熟社会を支える都市づくり
- ✓ 持続的・効率的な維持・管理が可能な都市づくり
- ✓ 地域特性に応じたコミュニティの活力を高める北国らしい都市づくり

【基本方針】

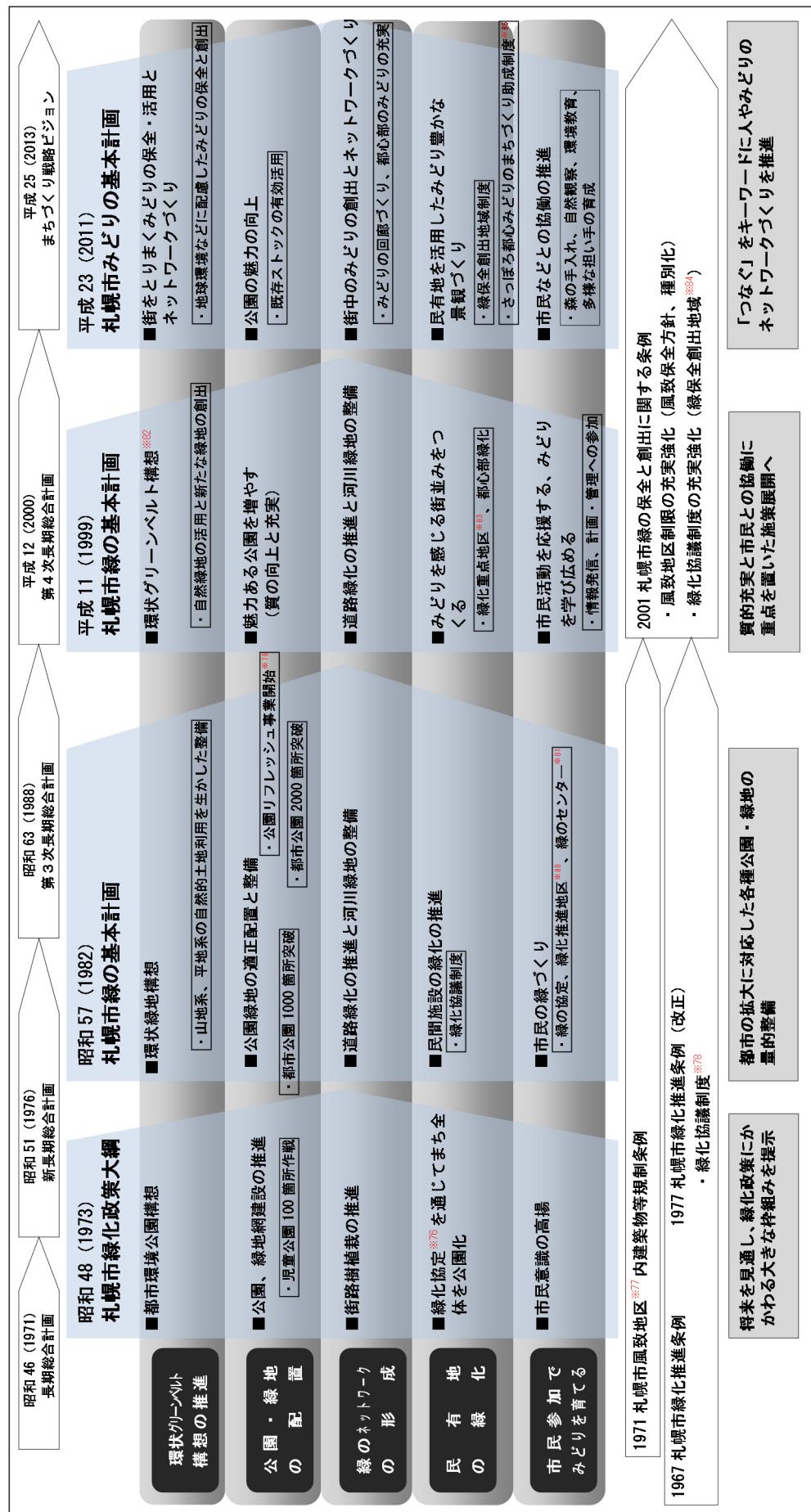
- 市民・企業・行政等の協働によるみどりづくりを推進するため、みどりに関わる人の環づくり、市民に活きる活かされる取組などを推進します。
- 市街地をみどり豊かで環境に配慮したまちにするため、既成市街地では積極的なみどりの創出、その他の市街地では今あるみどりの有効活用を図ります。
- まちなかのみどりの創出とネットワークづくりを進めるため、みどりの回廊づくり、都心のみどりの充実、地域らしい身近なみどりの保全・創出を図ります。
- まちを取り囲むみどりの保全・活用とネットワークづくりを進めるため、拠点となるみどりづくり、身近な森の活用、地球環境や生物多様性に配慮したみどりの保全と創出を図ります。
- 公園緑地の魅力を向上させるため、適切な管理・運営や利活用の促進、地域の特性に応じた再整備などを促進します。

^{※73 みどり}：公園、森林、草地、農地、河川などの水面、民有地を含めたすべての緑化されているスペースなど。

^{※74 札幌市みどりの基本計画}：都市緑地法第4条に基づき策定されるもので、長期的なみどりの将来像を見据えながら、みどりを守り、育てていくための総合的な指針。

^{※75 公園緑地}：札幌市（公共）等で整備・設置した公園など。

みどりに関わる主要な計画・施策の系譜



※76 緑化協定（緑の協定）：地団住民・札幌市が協定を締結し、地圖の緑化に取り組む約定制度。市は技術的支援や苗木の提供を行う。

※77 風致地区：都市計画法に基づき、都市の風致を維持するために定められた区域である。

※78 緑化協議制度：一定規模の開発行為の場合、既存樹木を守るために割合で保全したり、新たに緑化するよう事業者と協議する制度。

※79 公園リフレッシュ事業：平成5年（1993年）度より実施している公園の全面的な整備事業。開設後、長い年月を経て老朽化した既存公園の全面的な整備事業。

※80 緑化推進地区：札幌市では、「緑の保全と創出に関する条例」に基づき、緑の保全と創出を図ることを目的に活動している団体を緑化推進協議会として認定し、その自主的な活動の支援を行っている。

※81 緑のセンター：市民の庭づくりや園芸の普及と振興を目的とした都市緑化植物園として、豊平公園緑地のセンター、平岡緑地のセンターを開設している。

※82 環状グリーンベルト構想：札幌の自然条件を生かしながら、市街地を緑の帯で包みこむとする構想。

※83 緑化重点地区：「緑化の推進を目的とした位置づけられるべき地区」として位置づけられる地区。

※84 緑保全創出地域：市内全域を山岳地帯、里山地帯、里山地帯及び業務系市街地に分類され、それまでの種別ごとに一定の緑化等の確保を行い、緑ゆたかな都市環境を保全及び創出する制度。

※85 さっぽろ都心みどりのまちづくり助成制度：みどり豊かなまちづくりに向け、事業者が行う都心部での民有地緑化に對し助成する制度。

(2) 市街地のみどり

【これまでの取組と現況・課題】

これまで、市街地内においては、郊外部の新たな住宅地などを中心として公園緑地の整備等を推進してきました。一方で、既成市街地内で人口が増えている地域においては、公園緑地の整備がそれほど進んでいない状況にあります。今後は、このような地域でのみどりづくりや質の向上を進めることが重要となってきています。

また、施設の老朽化や少子高齢化等に伴う利用者層の変化など、地域の特性などを考慮した公園機能の見直しなども求められています。

【特に重視すべき観点】

- ・ 新たな価値を創造し、成熟社会を支える都市づくり
- ・ 持続的・効率的な維持・管理が可能な都市づくり
- ・ 地域特性に応じたコミュニティの活力を高める北国らしい都市づくり

【基本方針】

■都心部におけるみどり

- ・ 重要なみどりの軸である大通公園をはじめ、公有地や民間開発などにあわせてみどりを保全・創出し、札幌の顔にふさわしいみどり豊かな景観を形成します。

■地域を越えた特徴あるみどり

- ・ 水、街路、拠点となる公園等を中心としたネットワークづくりを進めます。

■地域特性を踏まえたみどり

- ・ 都市機能の集積や人口動態など、地域の状況に応じたみどりづくりを推進します。

【取組の方向性】

ア 都心部におけるみどりの保全・創出

- ・ 街路樹等の適切な管理や保存樹木制度^{※86}をはじめとした各種制度などにより、都心部の貴重なみどりの保全を図るほか、地区計画などの各種土地利用計画制度や民有地緑化への支援などにより、景観や環境に配慮した建築物緑化や広場等オープンスペースの緑化を進め、札幌の顔にふさわしいみどりの創出を図ります。
- ・ 都心内の河川・公園・緑地等の自然資源を結ぶコリドー^{※87}を形成します。

イ 地域特性を踏まえたみどりの創出

- ・ 人口が増えている既成市街地においては、公園の整備など官・民各々が管理する様々なオープンスペースを活用しながらみどりの確保を図ります。

^{※86 保存樹木制度}：樹木又は並木であって、由緒由来のあるもの、学術的価値の高いもの、又は美観風致を維持するため必要なものを保存樹木又は保存並木として指定する制度。

^{※87 コリドー}：市街地を貫通し、都市に潤いをもたらすオープンスペースの軸になることを目指すもの。

- ・地域特性や市民のニーズ、公園の配置状況、災害時への対応などを考慮し、地域ごとに求められる機能を把握しながら、公園の再整備を進めます。

ウ みどりによるネットワークの創出

- ・道路空間や河川を生かしたうるおいのある憩いの空間づくりにより、みどりのネットワークを創出します。

(3) 市街地の外のみどり

【これまでの取組と現況・課題】

市街地の周辺においては、骨格となるみどりである環状グリーンベルトやコリドーなどを位置付け、拠点となる大規模公園の整備など、みどりの充実に向けた取組を推進してきました。

今後は、将来にわたり自然と共生する快適な都市生活が営まれるよう、みどりのネットワークを維持・保全していくための仕組みづくりが重要です。

【特に重視すべき観点】

- ✓ 新たな価値を創造し、成熟社会を支える都市づくり
- ✓ 持続的・効率的な維持・管理が可能な都市づくり

【基本方針】

- みどりの保全や創出による、骨格となるみどりづくりを推進します。
 - ・森林・草地・農地などについて、市街地との連携や広域的な位置付けを踏まえながら、それぞれの特性に応じて利用・保全していくとともに、新たなみどりの創出に努めます。
 - ・札幌固有の景観を有する、拠点となるみどりづくりを推進します。
- 身近な森林・農地等の保全と活用を図ります。
 - ・市民の保全や活用に関する活動を推進します。

【取組の方向性】

ア 骨格となるみどりづくりの推進

- ・拠点となる公園緑地をつなぐ森林・草地・農地などについて、地域制緑地などに関わる制度により保全を図るほか、市民や企業、活動団体などとの協働により市街地を取り囲むみどりづくりを推進します。

イ 森林や農地の保全と活用

- ・都市環境林※88や市民の森※89などをフィールドとして、市民や企業、活動団体などとの協働により、みどりを利用・保全していくため、自然観察や環境教育など様々な取組を推進します。
- ・特に、市域の半分を占める南西部の国有林（奥山のみどり）については、市民にとって大切な森林であることから、その保全を関係機関と連携して進めます。
- ・農地については、農用地区域の指定など農業施策を通じた保全のほか、市民農園など市民による活用も図ります。

※88 **都市環境林**：市街地近接地で開発志向の強い地域、自然環境・景観及び防災機能上保全が必要な地域について、計画的に民有林を公有化した樹林地。

※89 **市民の森**：市民が自然とふれあうことのできる緑地を確保するため、民有林を借りて管理を奨励するとともに散策路等の整備を図り、市民に開放するもの。

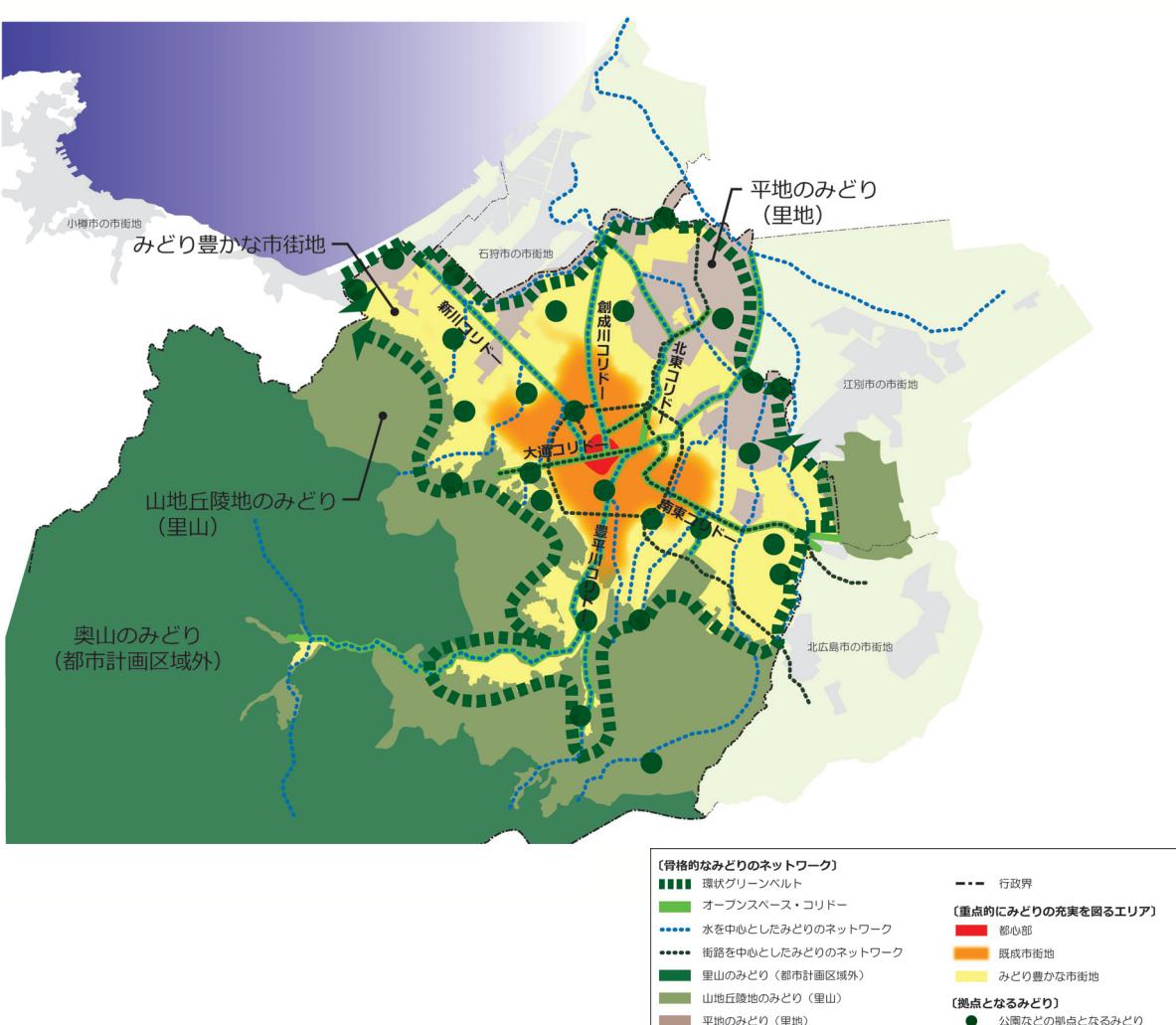


図 5-9 骨格的なみどりのネットワーク

5-5 各種都市施設

(1) 河川

【これまでの取組と現況・課題】

これまで本市では、水害から身を守り、より住み良い都市づくりのため、河川改修や流域対策などの治水対策を実施してきました。また、川とのふれあいや自然環境へ配慮し、それらの二つに対応した河川環境整備を進めてきました。

今後も、河川環境に配慮し、水害に強い安全・安心な都市づくりを進めるため、治水対策や人と自然にやさしい河川環境整備を実施し、適切に維持・管理していくことが重要です。

【特に重視すべき観点】

- ✓ 持続的・効率的な維持・管理が可能な都市づくり
- ✓ 災害等に備えた安全・安心な都市づくり

【基本方針】

- 河川改修、流域貯留施設の整備など、総合的な治水対策による治水安全度の向上を図ります。
- 自然環境に配慮した良好な水辺空間の創出と保全を図ります。
- 市民の河川への愛護意識の醸成を図ります。

【取組の方向性】

ア 総合的な治水対策の推進

- ・ 土地利用の状況や流域の特性、洪水被害の実態等を踏まえつつ、河川改修や流域貯留施設等の整備による流域対策を進めます。
- ・ 洪水被害からまちを守るために、河川の維持・管理を適切に行います。

イ 河川環境整備の推進

- ・ 周辺環境に配慮した河川環境整備を進め、憩いとうるおいとやすらぎのある水辺空間を周辺のみどりとともに創出します。
- ・ 市民との協働により良好な水辺空間を保全・創出することで、市民と川との関わりを深め、河川への愛護意識を高めます。

(2) 上水道

【これまでの取組と現況・課題】

本市では、「利用者の視点に立つ」という水道事業としての基本理念のもと、計画的に水道事業を進めてきました。

一方、近年我が国では、人口減少社会の到来や施設の老朽化、東日本大震災の発生に伴う危機管理対策及びエネルギー政策の抜本的見直しなど、水道を取り巻く社会情勢が大きく変化しています。

本市でも人口や水需要が減少傾向に転じることが予想されており、今後は、社会情勢の変化に的確に対応し、将来にわたって持続可能な水道システムの構築に取り組むことが重要です。

そのような背景の中、本市では、長期的な視点に立った取組の方向性や今後10年間に進めていく具体的な取組などを示す計画「札幌水道ビジョン」を平成27年(2015年)4月に策定しました。

【特に重視すべき観点】

- ✓ 持続的・効率的な維持・管理が可能な都市づくり
- ✓ エネルギー施策と連携し、環境と共生する低炭素型の都市づくり
- ✓ 災害等に備えた安全・安心な都市づくり

【基本方針】

- 水源の分散配置や水質の保全、効率的な施設整備や更新など、次の世代においても安定して水を届けるための事業を推進します。
- 施設の耐震化や災害に備えた貯水機能の拡充など、災害に強い水道の整備を推進します。
- 低炭素社会の実現に向けて、環境に配慮した事業を推進します。

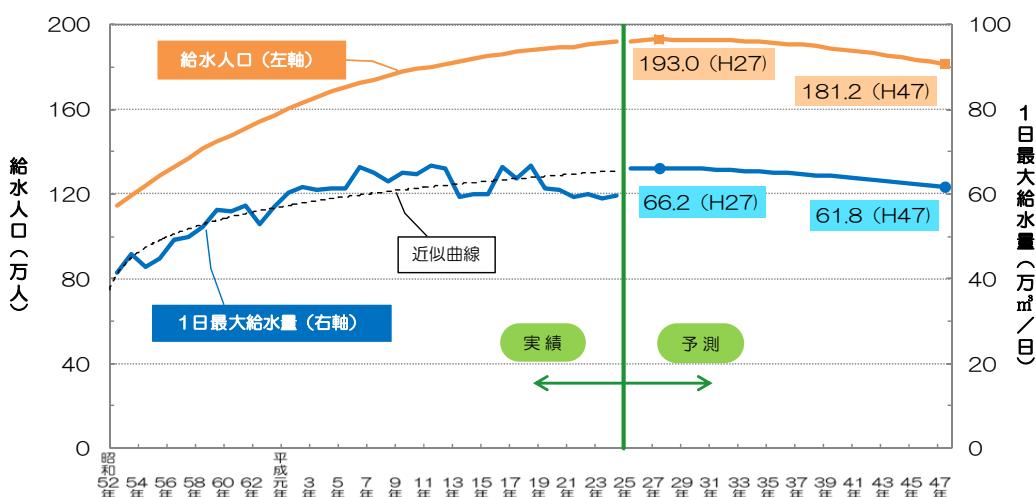


図5-10 札幌市の給水人口と1日最大給水量

資料：札幌水道ビジョン（平成27年（2015年））

【取組の方向性】

ア 水源の確保・保全と水質管理の徹底

- ・水源の分散配置を図るとともに、水源環境の維持や、より良質な原水の確保など水源水質の保全に努めます。
- ・水源から蛇口までの水質監視や検査を継続し、飲み水の安全性を確保します。

イ 効率的な施設整備と更新

- ・施設の老朽化に対応し、安定給水を維持していくため、本市の給水の8割を担う白川浄水場の改修や、管路の延命化・事業量の平準化を図った配水管の計画的な更新など、施設の計画的かつ効率的な整備と更新を進めます。

ウ 災害に強い水道の整備

- ・浄水場、配水池、配水管などの耐震化や送水ルートの多重化により、地震による被害を軽減するとともに、緊急貯水槽※90や緊急遮断弁※91の整備、応急給水栓※92の設置などにより、被災時の市民生活への影響を最小限に抑えることのできる災害に強い水道の整備を目指します。

エ 環境に配慮した事業運営の推進

- ・高低差による水圧を有効利用した水力発電設備の導入など、再生可能エネルギーの導入を推進します。

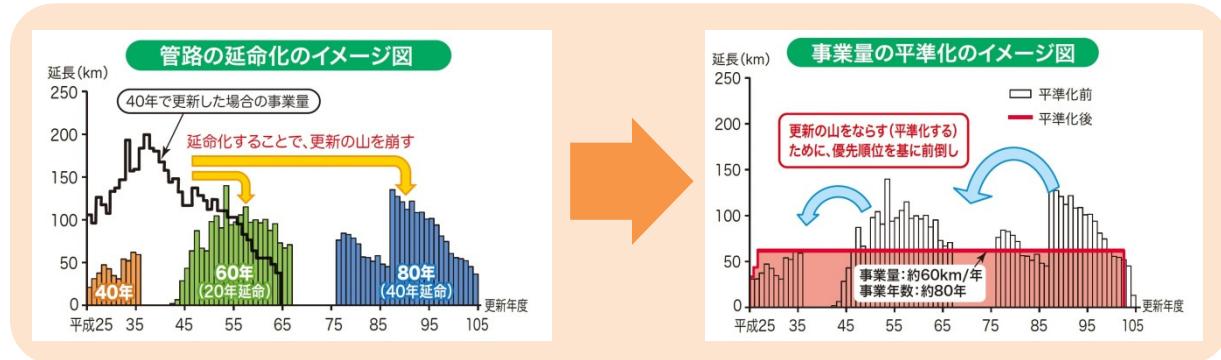


図 5-11 配水管の延命化と更新事業量の平準化

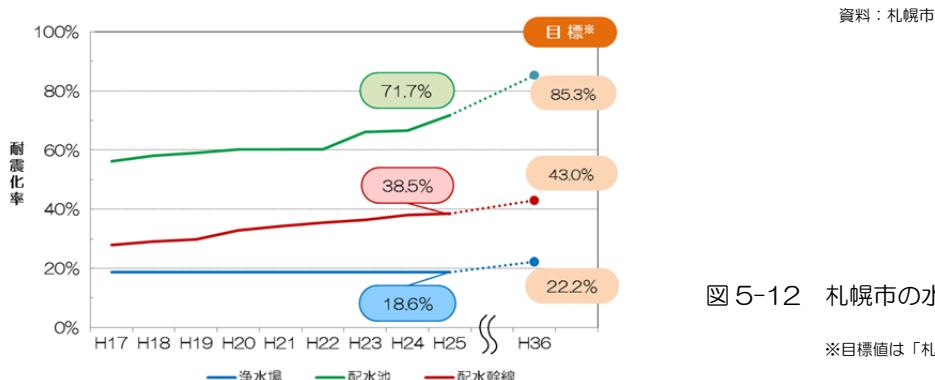


図 5-12 札幌市の水道施設の耐震化率

資料：札幌市
※目標値は「札幌水道ビジョン」に掲載した数値

※90 緊急貯水槽：災害発生時の飲料水を確保するための施設のこと。学校や公園などに設置している。

※91 緊急遮断弁：地震や配水管の破裂などの異常を検知すると、自動的に閉じることができる弁のこと。避難所などへ運搬する水道水を確保するため、配水池に設置している。

※92 応急給水栓：災害時に市民が直接水道を取りに来ることができる給水栓のこと。学校や区体育館などの収容避難場所への設置を計画している。

(3) 下水道

【これまでの取組と現況・課題】

本市では、下水道の普及率が99.8%（平成26年度（2014年度））に達しており、現在、市街地内のほとんどの市民が下水道を使用しています。

下水道の整備については、公共用水域※93の水質保全や浸水対策のほか、下水処理水を融雪に活用するなど、下水道が有する施設やエネルギーの有効活用への取組も実施しています。

今後も、快適で安全な市民生活の確保に向け、施設の維持・改築や循環型社会の構築に引き続き取り組む必要があります。

【特に重視すべき観点】

- ✓ 持続的・効率的な維持・管理が可能な都市づくり
- ✓ エネルギー施策と連携し、環境と共生する低炭素型の都市づくり
- ✓ 災害等に備えた安全・安心な都市づくり

【基本方針】

- 社会情勢の変化に応じた下水道機能の維持と計画的な施設の改築を推進します。
- 浸水や地震などの災害に強い下水道を整備します。
- 清らかな水環境の保全と創出を推進します。
- 下水道が有する熱エネルギーなどの有効活用を図ります。

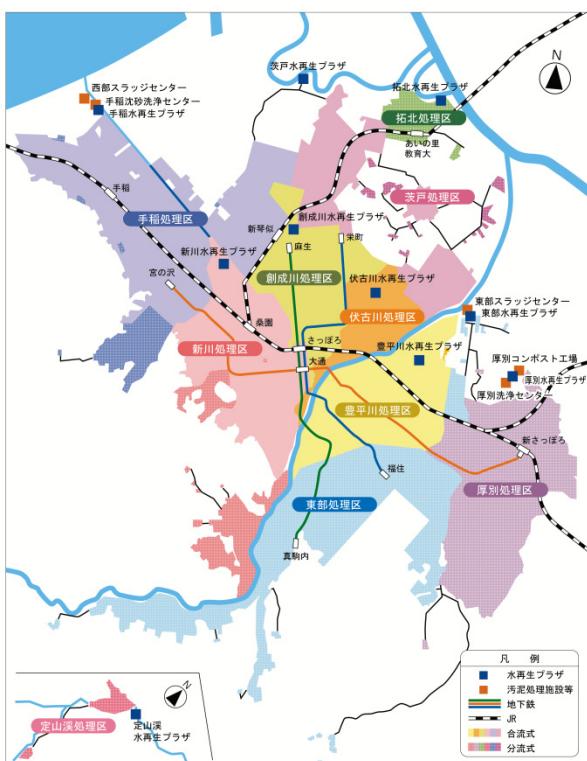


図5-13 下水道施設の配置状況

資料：札幌市下水道ビジョン2020（平成23年）

※処理区：各水再生プラザが受け持つ区域。

※93 公共用水域：河川、湖沼、沿岸海域、その他の公共の用に供される水域とこれらに接続する公共の水路のこと。

【取組の方向性】

ア 持続的な下水道機能の維持

- 今後の改築事業の各年度における事業費の平準化を見据え、適切な維持管理による延命化を図りながら、計画的に施設の改築事業を推進します。
- 施設などの改築時にエネルギー効率の高いシステムへの転換を行うなどの省エネルギー化を推進します。

イ 災害に強い下水道の実現

- 浸水の危険性が高い地区において、優先性や緊急性に基づき、雨水排除能力の増強を図ります。
- 下水道管や水処理施設の耐震化による災害に強い都市基盤の形成を図ります。
- 災害時においても汚泥輸送機能が停止しないよう、汚泥圧送管^{※94}のループ化による代替ルートを確保します。

ウ 下水道整備と水環境の保全

- 道路整備や宅地開発にあわせた施設の整備を図ります。
- 高度処理の導入や合流式下水道の改善^{※95}、運転管理の工夫により、公共用水域に排出される放流水質の改善を図ります。

エ 下水道エネルギーの活用

- 下水や処理水が有する熱エネルギーを市有施設の空調などで活用します。
- 汚泥処理の過程で生じる熱エネルギーの有効活用を図ります。

^{※94 汚泥圧送管}：下水を処理する過程で発生する汚泥を汚泥処理施設へポンプの圧力で送るための管路。

^{※95 合流式下水道の改善}：雨天時に未処理下水が公共用水域へ放流されることによる水環境の悪化を防ぐため、水質・水量の対策を図ること。

(4) 廃棄物処理施設

【これまでの取組と現況・課題】

札幌市では、家庭ごみの有料化や「雑がみ」、「枝・葉・草」の分別収集・資源化などを含む「新ごみルール」の実施（平成21年（2009年）7月）などの取組により、ごみの減量・資源化を推進してきました。これにより、焼却ごみ量が大幅に減少したことから、老朽化していた清掃工場1箇所（篠路清掃工場）を廃止し、建替え費用等の将来的な経費を節減しました。現在は残る3清掃工場で可燃ごみの全量を処理しています。

今後は、資源循環型社会の構築に向けたさらなるごみの減量・資源化や、廃棄物のエネルギーとしての有効活用が一層求められています。

【特に重視すべき観点】

- ✓ 持続的・効率的な維持・管理が可能な都市づくり
- ✓ エネルギー施策と連携し、環境と共生する低炭素型の都市づくり

【基本方針】

- 循環型社会を形成するための総合的な取組として、発生・排出抑制やりサイクルの推進などによる廃棄物の減量や、廃棄物のエネルギーとしての有効活用を推進します。
- 産業廃棄物について、排出事業者処理責任の原則のもと適正処理を推進します。

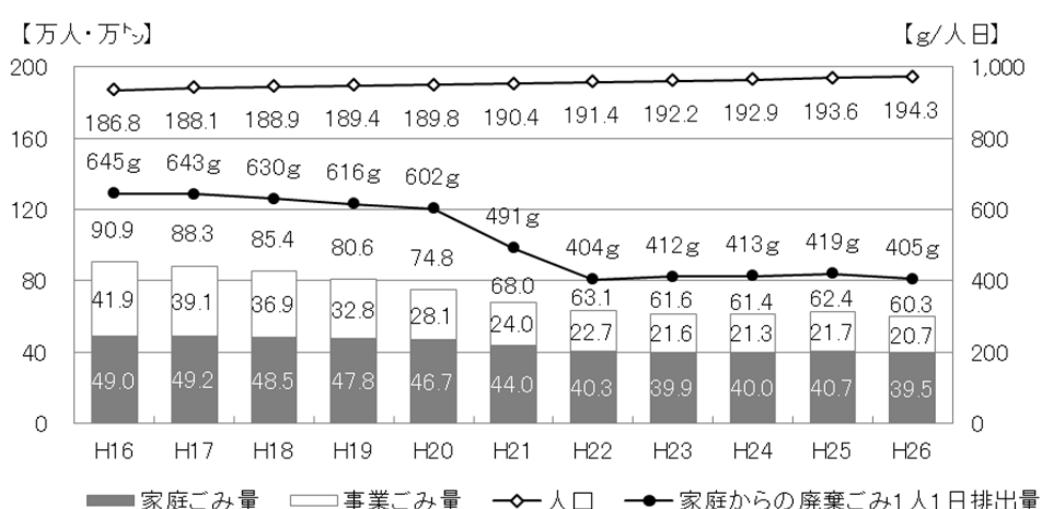


図5-14 札幌市が処理するごみ量

資料：札幌市

【取組の方向性】

ア 廃棄物の発生・排出抑制とリサイクルの推進

- ・リユースルートの拡充等による廃棄物の発生・排出抑制を推進します。
- ・集団資源回収や清掃工場から排出される焼却灰のリサイクル等を推進します。

イ 廃棄物処理施設の計画的な更新・整備

- ・設備の更新・整備を計画的に実施し、施設の長寿命化に取り組んでいきます。
- ・環境保全に万全な対策を講じるとともに、周辺の景観にも配慮しながら、清掃工場、リサイクル施設などの廃棄物処理施設を、社会情勢を踏まえつつ、計画的に更新・整備していきます。

ウ 産業廃棄物の適正な処理

- ・札幌市リサイクル団地^{※96}をはじめ、民間設置施設等を活用し、産業廃棄物の適正処理を推進します。

エ 廃棄物のエネルギーとしての有効活用

- ・ごみ焼却時の発電・熱利用や廃棄物の燃料化など、廃棄物をエネルギーとして有効活用する取組を推進します。

^{※96 札幌市リサイクル団地}：札幌市、民間がそれぞれの役割を担い、建設廃材や廃油、汚泥などの再生処理施設や建設系廃棄物の破碎処理施設等を建設し、主に企業から発生するごみの減量とリサイクルを推進するための施設。

各種都市施設に開わる主要な計画・施策の系譜



※※97河川情報システム：河川水位や雨水の情報を速やかに収集することで、大雨時ににおける災害発生を未然に防ぐ水防活動等に活用することを目的としたシステム。